

「改めて、銀行って何？」

多胡秀人
2018/10/1

スルガ銀行の問題も含め、「地域金融機関はタガが緩んでいる」という声が大きくなっています。

ワタシは、スルガ銀行の件を「銀行って何？」と考え直す契機にすべきと思っています。

いまこそ、銀行法第1条に則り、ノンバンクとバンクの違いを改めてはっきりさせるべきです。

周知の通り、銀行業務を行うには基本要件があります。まともなコンプライアンス体制が組めないのならば銀行免許は無理と心得るべきでしょう。

近い将来、ネット系の企業などが銀行業に参入することが予想されますが、コンプライアンスが大きなポイントとなるものと考えられます。

また、某信用金庫の資産はほとんどが有価証券運用。これを「会社型投信」と揶揄する声もあります(苦笑)。だとすれば預金保険の対象にするのはおかしいし、信用金庫の保証制度などが使えるというのも変ですね。

一方、セブン銀行は現金の出し入れにほぼ特化したナローバンクですが、銀行法1条にある「公共性、健全性、国民経済の発展に資する」、いずれもクリアしています。

銀行であっても顧客ニーズに則した尖ったビジネスモデルが出ることを期待しつつ、改めて銀行と非銀行との違いを明確にすべき時期に来ていると感じています。

※※※ 無断転載はお断りします ※※※